

## 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇九三

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「婦人相談センター」を「男女共同参画推進センター」に改め、同条第二項第六号中「婦人相談所に関する政令（昭和三十二年政令第五十六号）第二条第一項に規定する相談及び調査」を「女性相談支援センターに関する政令（令和五年政令第八十五号）第二条第一項に規定する相談」に改める。

第十三条第一項第二号中「婦人相談センター」を「男女共同参画推進センター支所」に、「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項第三号に規定する要保護女子の一時保護」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第三項第二号に規定する困難な問題を抱える女性の緊急時における安全の確保及び一時保護」に改める。

### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。